

石川県環境総合計画改定に係る経緯

- R 2 年 3 月 石川県環境総合計画を改定
(計画期間：R 2 ～ R 7 年度)
<取組の 6 つの柱>
①地球環境の保全 ②循環型社会の形成
③自然と人との共生 ④生活環境の保全
⑤質の高い環境の形成に資する産業活動の推進
⑥環境を通じた人づくり・地域づくり
- 1 0 月 国が「2 0 5 0 年カーボンニュートラル」を
目指すことを宣言
- R 3 年 4 月 国が「2 0 3 0 年度の温室効果ガス削減目標の
引き上げ」を表明
(2 0 1 3 年度比▲ 2 6 % → ▲ 4 6 %)
- 5 月 「改正地球温暖化対策推進法」が成立
地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2 0 5 0 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた
基本理念を新設
- 1 0 月 国が「地球温暖化対策計画」を改定
2 0 5 0 年カーボンニュートラル宣言、
2 0 3 0 年度 4 6 % 削減目標の実現に向けた計画を改定



地球温暖化対策に係る国の目標と整合性を持った本県計画の改定に向けての環境が整ったことから、関連する部分の改定を行う

地球温暖化対策推進法 2 1 条において、都道府県に対して、国の「地球温暖化対策計画」に即して、地方公共団体実行計画（環境総合計画）を策定するよう義務付けられている